

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第 50 号

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条

に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する 健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の 健康診断又は臨時の健康診断
---------------------------------	--

（福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障がい児に対する通所開始時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。